平成２４年（フ）第１７９号
宮崎県宮崎市大字新名爪63番地２　クローバー403号
債務者　上田　順二
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２８号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５　市営塩田住宅１棟10号
債務者　岡田　　満
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７号
福井県小浜市松ヶ崎１丁目４番２号
債務者　奥見　潤子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県川西市中央町８番３号３階
債務者　玉井　万貴（旧姓椎木）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県伊丹市北野１丁目69番地佐々木文化２号、前住所大阪府豊能郡能勢町下田87番地17
債務者　高橋　民雄
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県伊丹市南野北３丁目７番10―303号
債務者　五島　旬子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２０号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目10番５―302号
債務者　門田　　彰
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８９号
北九州市八幡東区中尾３丁目14番３号
破産者　濱田　　学
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５号
佐賀県伊万里市黒川町塩屋180番地
破産者　池田　嘉信
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３号
岩手県奥州市江刺区南大通り７―26コーポ1000Ｂ号、旧住所岩手県奥州市江刺区稲瀬字広岡222番地199
破産者　菊地　丈廣
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１５１号
山形市久保田１丁目２番５号
破産者　槙　　幸夫
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
千葉県銚子市本城町４丁目443番地の３
破産者　石上　芳江（旧姓嶋田）
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４７６号
川崎市川崎区中島２丁目３番５―501号　デライト川崎
破産者　矢島　大司
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
金沢市千木町へ15番地１
破産者　中野富喜子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１４号
石川県白山市三浦町31番地
破産者　寺西　茂喜
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
静岡県富士市青葉町418番地
破産者　神田　友博
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２４１６号
名古屋市中村区中村本町１丁目42番地
破産者　牧　　善彦
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部